

債券内容説明書

平成 17 年 5 月 16 日現在

## 第 4 回 独立行政法人福祉医療機構債券



WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY

独立行政法人福祉医療機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「第4回独立行政法人福祉医療機構債券」（以下、「本債券」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年12月13日法律第166号）（以下、「機構法」という。）第17条に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、独立行政法人福祉医療機構（以下、「当機構」という。）が発行する債券であります。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）であります。
3. 本債券については、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業内容について既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、証券取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、当機構の財務諸表については、証券取引法第193条の2に規定されている監査証明は受けておりませんが、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）（以下、「通則法」という。）第39条により監事の監査のほか会計監査人の監査を受けることになっております。  
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧ください。
4. 当機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年9月30日厚生労働省令第148号）（以下、「省令」という。）、その他の機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（以下、「業務方法書」という。）及び独立行政法人福祉医療機構会計規程（以下、「会計規程」という。）に準拠して作成されます。  
また、当機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を厚生労働大臣に提出してその承認を受けなければならないとされております。  
なお、参考として社会福祉・医療事業団（以下、「事業団」という。）の財務諸表を掲載しております。
5. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成13年6月21日法律第58号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条により、機構の成立の時に解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

#### 本説明書に関する連絡場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 秀和神谷町ビル9階

電話番号 東京03（3438）0212

独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

# 目次

## 第一部 証券情報

第1 募集要項	2
---------	---

## 第二部 発行者情報

第1 発行者の概況	7
1. 主要な経営指標等の推移	8
2. 沿革等	12
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	36
5. 役職員の状況	36
第2 事業の状況	37
1. 業績等の概要	37
2. 将来展望と対処すべき課題	42
3. 事業等のリスク	43
4. 経営上の重要な契約等	47
5. 研究開発活動	47
6. 財政状態及び経営成績の分析	48
第3 設備の状況	50
1. 設備投資等の概要	50
2. 主要な設備の状況	50
3. 設備の新設・除却等の計画	50
第4 発行者の状況	51
1. 資本金残高の推移	51
2. 役員の状況	52
3. コーポレート・ガバナンスの状況	53
第5 経理の状況	54
1. 財務諸表の作成方法について	54
2. 当機構の財務	54
3. 監査証明について	55
4. 連結財務諸表について	55
5. 財務諸表等	55
独立監査人の監査報告書	56
監事意見書	57
(1) 財務諸表 (平成15年度:自平成15年10月1日至平成16年3月31日)	58
(2) 事業報告書 (平成15年度:自平成15年10月1日至平成16年3月31日)	130
(3) 決算報告書 (平成15年度:自平成15年10月1日至平成16年3月31日)	145
(参考) 社会福祉・医療事業団	
監事意見書	151
財務諸表 (平成15年度:自平成15年4月1日至平成15年10月31日)	152

<b>第6 発行者の参考情報</b> .....	164
1. 独立行政法人福祉医療機構中期目標（全文） .....	164
2. 独立行政法人福祉医療機構年度計画（全文・平成17年度） .....	172
3. 発行者の参考情報 .....	189

注1) 本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成16年3月31日現在のものです。

注2) 本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致していません。

注3) 当機構の事業年度は、通則法第36条により毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、同条第2項により最初の事業年度（平成15年度）は当該規定にかかわらず、その成立した日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとされています。